

第7日

平成30年3月5日（月）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 開会に先立ちまして、平成29年7月九州北部豪雨によりお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。全員御起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（中島秀樹君） お直りください。御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について、1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第1号議案平成30年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成30年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案朝倉市立杷木学校給食センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案朝倉市営寒水住宅条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案県営住宅恵比須団地汚水処理施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。13番富田栄一議員。

○13番(富田栄一君) 13番です。この条例については、松末地域の活性化というのが目的として建てられた住宅だと思っております。

先日、復興集落会議がありました。きょうの西日本新聞にも記事として載っています。松末地区や久喜宮地区などの被災者や関係者から、家があった近くに住みたい、違う地区に住むことになるのかと不満が寄せられていたというふうであって、きのうの会議の中で予定地以外でも建設ということが出ております。市の方針について再度確認のために御質問をいたします。

○議長(中島秀樹君) 都市建設部長。

○都市建設部長(井上 浩君) 災害公営住宅の建設につきましては、まずは、被災者の現状、みなし住宅や仮設住宅にお住まいの方を、できるだけ早く落ち着いた住宅環境を提供するという目的で、杷木小学校に54校、石の橋住宅跡地に14戸、保留として15戸の住宅建設の考え方を説明してまいりました。

今後、早急に住宅提供ができる、市が所有しております公有地の場所での一定の方針を固めて御説明してきたところですが、各地域におきましても、今議員がおっしゃった、そのもともと住んでいた場所に近いところでお住みにになりたいという要望につきましては、二次調査を今年度内に戸別に行いまして、そのニーズにあった状況把握をまずやって、安全な住宅地がそこに確保できるという前提のもとで、地域とまた建設については協議をしまいたいという予定でございますので、この現在、決定しております戸数の内部調整でできる場合と、新たに建設を検討する場合と、今後の二次調査の中で出てまいると考えているところでございます。以上です。

○議長(中島秀樹君) 13番富田栄一議員。

○13番(富田栄一君) これきのう、オブザーバーで出席しまして、これ議事録に残りま

すので、間違っていたらまた訂正をお願いしたいんですが、災害復興住宅としての予算確保でのこの戸数であるというのが前提にありました。2つ目には、杷木小学校と石の橋住宅跡地についての建設としても入ります。そして、前のコミュニティの安全な場所が確保できれば、建設の意向はありますよとして意向調査を、さっき二次調査と言われましたけど、意向調査をやって最終的な建設戸数については、決定をいたしますと。

もしそうであれば、この中に、杷木小学校の中については、この松末の住宅が入っているので、この住宅の条例廃止が入っていると思うんですが、杷木小学校ではなくて、松末に近くに住みたいという方が多ければ、この条例廃止はまだまだいいんじゃないかなと思うんです。

条例廃止ではなく、言いたいのは、松末地区の復興についての一つの条例でありますので、今策定されている途中であるので、それをなくしてしまうという光よりも、際々になって廃止にしたほうがよろしいんじゃないかなと。災害復興住宅としてつくるのであれば、松末の住宅を、条例は残したままつくったほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 本条例は、その住宅の位置も含めて設定されておりますので、今回、被災に遭っております住宅については、一旦廃止をしまして、今後進めていきます住宅の計画内容が明らかになっていく中での新しい条例を提案をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中島秀樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市民防災の日を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といた

します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市環境基本計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案第2期朝倉市障がい者計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案指定管理者の指定について(健康福祉館)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第11号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、20日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分散会